

いわきバスケットボール協会 慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、いわきバスケットボール協会（以下「本会」と言う）の慶弔にかかる一切についての基本事項を定め、以ってその円滑かつ適正な運営を目的とする。

(適格)

第2条 この規定の適応を受けるものについては以下に定める。

- 1 会長、副会長
- 2 顧問、参与、監事
- 3 理事長、副理事長、常任理事
- 4 本会に功労があり、常任理事会で承認された者

(慶事)

第3条 第2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

- 1 国または地方公共団体から叙位叙勲褒章等を受ける場合は、速やかに常任理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。
- 2 日本バスケットボール協会、福島県バスケットボール協会、日本体育協会、福島県体育協会、いわき市体育協会等から、もしくはバスケットボールに関する行為により褒章を受ける場合は、速やかに常任理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。

(弔事)

第4条 第2条に規定する者の弔事については以下に定める。

- | | |
|---|---|
| 1 本人が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| 2 配偶者が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| 3 本会役員の父母が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| 4 他地区協会役員等、上記に定められた者以外について特に必要と考えられる場合は、会長
副会長、理事長、副理事長が協議の上、弔事を実施し、常任理事会で追認を受けるものと
する。 | 会長
副会長、理事長、副理事長が協議の上、弔事を実施し、常任理事会で追認を受けるものと
する。 |

(連絡)

第5条 第3条、第4条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は、速やかに常任理事会構成員に連絡しなければならない。

(その他)

第6条 慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに常任理事会を開催し、協議決定しなければならない。

本規定は、平成18年4月9日より実施する。